

長野県景観育成計画

平成17年12月22日公表

平成18年 4月 1日発効

長野県景観育成計画

第1編 長野県景観育成方針

第1章 背景と目的

第2章 地域の景観特性

1 全体の構造

(1) 自然

(地形、水系、植生、気象、眺望)

(2) 社会

(人口、交通、観光)

(3) 歴史・文化

2 地域の特性

(1) 佐久平（千曲川上流地域）

(2) 善光寺平（千曲川下流地域）

(3) 松本平・安曇野（高瀬川・犀川地域）

(4) 白馬・小谷（姫川地域）

(5) 木曽谷（木曽川地域）

(6) 伊那谷（天竜川地域）

(7) 諏訪盆地（諏訪湖）

(8) ハケ岳地域

3 景観の骨格構成

第3章 基本目標

1 基本目標

2 役割

(1) 県民の役割

(2) 土地所有者等の役割

(3) 事業者の役割

(4) 設計者、施工業者等の役割

(5) 県及び市町村の役割

第4章 基本方針

1 景観の育成の基本的な視点

2 景観類型ごとの基本的な方向

(1) 山地・高原

(2) 田園

(3) 都市

(4) 沿道

3 景観の育成の基本的な方針

- (1) 地域が主体となった景観育成に関する事項
- (2) 広域的な景観の育成に関する事項
- (3) 戦略的な眺望保全に関する事項
- (4) 景観資産に関する事項
- (5) 専門家の活用に関する事項
- (6) 景観の育成のための新しい仕組みに関する事項
- (7) 農村風景に関する事項

第2編 長野県景観計画

第1章 法定事項

- 1 景観計画の区域
- 2 良好的な景観の育成に関する方針
 - (1) 景観育成重点地域に関する基本的事項
 - (2) 景観育成特定地区に関する基本的事項
 - (3) 景観の育成に不可欠の価値を有する物件の指定に関する基本的事項
- 3 景観育成のための行為の制限
 - (1) 条例で定める届出対象行為
 - (2) 規制又は措置の基準
- 4 景観重要建造物の指定の方針
- 5 景観重要樹木の指定の方針
- 6 屋外広告物の表示等の制限に関する事項
- 7 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

第2章 その他の事項

- 1 自主的な景観の育成活動への支援
- 2 景観の育成に資する事業を行う個人又は団体等に対する補助
- 3 情報開示の促進
- 4 知識の普及
- 5 専門家の活用と人財の育成
- 6 景観の育成のための総合的な制度の運用

(別表1) 公共事業景観育成指針

(別表2) 景観育成基準

(参考) 長野県景観計画の策定のために実施した手続の状況

第1編 長野県景観育成方針

第1章 背景と目的

信州・長野県は、日本の背骨に位置し、**峻険**な山々に囲まれ、豊かな森林を持ち、数多くの清冽な渓流、河川、湖沼等に恵まれた、日本全国で、あるいは世界中でも有数の美しい自然を有しています。

その美しい自然と、先人により育まれた歴史、文化、風土等とが織り成す美しく豊かな信州の景観は、地域に暮らす人々により、世代を越えて受け継がれ、県民の大きな誇りであり、貴重な社会的共通資本です。

しかしながら、私たちの日常の活動においては、経済性や機能性を優先するあまり、時として美しく豊かな信州の景観を傷つけてしまうことがありました。

これからは、私たち県民は、美しく豊かな信州の景観が、貴重な社会的共通資本であることを深く認識し、地域の自然、歴史、文化、風土等と私たちの日常の活動との調和がとれた土地利用がなされること等を通じて、景観の育成に積極的に努める必要があります。

景観は、享受する者みずからが、日々の生活の中で守り育てていくものです。信州の景観を美しく豊かにしていく行動が、地域を愛する心を育み、人と人とを結び付け、新たな絆（コモンズ）を創り、心豊かな生活をもたらしてくれます。

景観の育成は、信州・長野県に暮らす私たち県民が自ら取組むことはもとより、県民とこの地を愛し訪れてくださる方々等とが協働して推進すべき最も価値ある取組のひとつです。この取組により、私たちの心地よい暮らしを実現し、美しく豊かな信州の景観が次代へと引き継がれることを願い、本方針を定めます。

本方針は、長野県景観条例※第3条の規定により、景観育成の目標を定め、これに基づいて景観育成について、県、市町村、県民、土地所有者、事業者等の役割を明らかにし、景観育成に関する施策の基本となる事項を定めるものです。

※ 長野県景観条例等を改正する条例（平成17年長野県条例第66号）による改正後の長野県景観条例をいう。

第2章 地域の景観特性

1 全体の構造

信州・長野県は、日本アルプスをはじめ、多くの山々が連なり、世界的にみても魅力あるその山容や溪流の美しさと多様な動植物が織り成す豊かな自然環境を持ち、高山から山麓の高原には景勝地も多く、著名な休養地が随所にみられるなど、豊かな四季の彩りを持つ一流の山岳観光地となっています。

また、山々の間を、日本を代表する河川が流れ、人々の日常活動はこの河川が作り出した平地に集中し、河川から山々の麓へと田園や里山などの親しみのある風景が広がっています。

その平坦地は、山々により大きく分節され、さらに、県土が南北に長いことによる気候差などから、それぞれが特徴のある、自然、歴史、文化、風土を有し、地域毎の個性豊かな景観を呈しています。

(1) 自然

ア 地形

本県は、西境の北アルプス、南東境の南アルプスをはじめ、北信五岳を含む妙高火山群など、四方を 2,000~3,000m級の山に囲まれており、その中にハケ岳連峰、中央 アルプス等の諸山岳が重なりあって、複雑な地形を構成しています。ハケ岳や浅間山 麓をはじめとする高原も多く、平地の形状としては、松本平、善光寺平などの扇状地 や、天竜川、木曽川流域に見られる河岸段丘などがあります。

イ 水系

千曲川、木曽川、天竜川など日本を代表する諸河川の源は本県に発しており、天竜川、木曽川は南に流れて太平洋に注ぎ、千曲川は犀川と合流して信濃川となり、北に流れて日本海に注いでいます。これらの流域に平地が広がり、千曲川流域の佐久平・善光寺平、犀川流域の松本平、天竜川流域の伊那谷、木曽川流域の木曽谷、諏訪湖を中心とした諏訪盆地があります。

ウ 植生

上信越境地帯の山地と戸隠山一体及び北アルプスには、ブナの自然林が残されており、その下部にはミズナラの二次林が広く分布しています。

北アルプス南部、中央アルプス、南アルプス、ハケ岳などの標高の高い地域には、高山・亜高山帯自然植生が広く認められ、それらの山腹ではアカマツ、カラマツ等の植林が広い範囲を占めているほか、木曽谷周辺のヒノキの自然林及び植林、各地の扇状地や段丘上の果樹園、高地の山麓部の高原野菜畠の広がりなど、生活に根ざした植生も地域の重要な特性となっています。

エ 気象

多くは内陸型気候に属していますが、南北約 212km、東西約 120km という長大な県域の中に多くの高山を有するため、地域毎に顕著な気候差が見られます。県域の中央に位置する松本・諏訪盆地は、年間降水量が少ない典型的な内陸型気候ですが、上越

境の地域は、冬の積雪量が多い日本海型の気候に属し、県南部の伊那谷などは降水量が多い太平洋型の気候を呈しています。

オ 眺望

四方を山に囲まれる本県では、平地から見る山々の美しい姿が地域の景観の背景となり、それぞれの地域の大きな特徴となっています。松本平や安曇野からは、北アルプス、中央アルプス、南アルプスの山並み、諏訪地域からは、八ヶ岳、南アルプス、北アルプス南部への眺望が開け、佐久平からは、浅間山、八ヶ岳、北アルプス、善光寺平からは、北アルプスや北信五岳と呼ばれる戸隠山、飯綱山、黒姫山、妙高山、斑尾山、伊那谷からは、中央アルプス、南アルプスの眺めを楽しむことができます。

(2) 社会

ア 人口

人口の集中する都市は、諸河川の流域に位置しており、長野、松本、上田、佐久、諏訪、伊那などの諸盆地に人口の集中が見られます。

イ 交通

主要な交通網は、松本から諏訪にかけての地域を中心として、南北に向けて広がっています。北は2本に分かれ、それぞれ松本平、善光寺平を通り北陸に結ばれ、南は3本に別れ、それぞれが、山梨県から東京都へ、伊那谷を経由し岐阜県・静岡県へ、あるいは木曽谷を通り岐阜県から愛知県へと結ばれています。鉄道は、主として南北に広がっていますが、幹線道路は四方に向かって広がっています。

ウ 観光

冬季の観光客が多い志賀高原、白馬、小谷、夏季に涼を求めて多くの観光客が訪れる八ヶ岳、中信高原、浅間高原、あるいは松本城や善光寺に代表されるような名所・旧跡を訪れる観光客が多い地域など、地域ごとに観光資源にも特徴があります。

観光地利用者統計調査によると、観光客に占める県外者は7割弱となっており、観光地類型別の消費額で見ると山岳と高原・湖沼で総額の6割弱を占めています。

(3) 歴史・文化

本県は、古くから東日本と西日本の文化の接点となっており、異なる地域文化を繋ぐ交通網の発達と「平」や「谷」毎の地域文化の継承により、大小多くの地域文化が織り成す豊かな地域性を有しています。

また、それらの地域性を象徴する多くの史跡や文化遺産を有し、文化の香りと歴史の重みを今に伝えています。江戸時代を中心に整備された街道沿いには、古い町並みが多く残されており、宿場の面影があります。中でも中山道の妻籠宿と奈良井宿、北国街道の海野宿は重要伝統的建造物群保存地区に選定され、保全が図られているほか、諏訪を中心とする各地の御柱祭、松本の飴市、遠山の霜月祭り、新野の雪祭りなどの地域ごとの伝行事も、信州の景観育成に欠かせない魅力的な生活文化の一つとなっています。

2 地域の特性

(1) 佐久平（千曲川上流地域）

北の浅間火山地、南のハケ岳連峰によって大きく領域が画され、これらが主要な景観構成要素ともなっています。その間を流れる千曲川沿いに佐久、上田の盆地が分布していますが、全体としては浅間山やハケ岳山麓地の広がりの印象が強く、小諸市や上田市付近では集落や畠が緩やかな斜面上に広がり特徴のある景観を呈しているほか、身近な里山やため池、棚田などの農村景観も多く残されています。

この地域は、古代信濃の文化的中心であり、塩田平は、「信州の鎌倉」と呼ばれ、寺社が多く歴史性の高い地域です。また、北国街道の宿場の面影を今も残している海野宿は重要建造物群保存地区に選定され、現在も650mにわたり古い家並みが残されており、清楚な歴史的な佇まいが印象的です。

軽井沢は、我が国を代表する別荘地であり、多くの優れた景観資源を有しているものの、地域の持つ潜在力の高さから、開発圧力が高い傾向があり難しい面もあります。

この地域では、浅間山麓が、景観形成重点地域に指定され、きめ細やかな景観づくりが進められています。

(2) 善光寺平（千曲川下流地域）

千曲川と犀川が合流し、中低山の山並みが比較的近くに迫る盆地景観を呈する地域です。

田毎の月としてひろく知られている姨捨の棚田付近からの見晴らしなど、雄大な眺望景観も有しています。

長野市から南は市街化が進んでおり、長野市から北には広大なりんご畠の景観が広がっています。また、善光寺は長野の象徴であり、毎年数多くの人々が訪れる場所となっています。

長野市の松代地区における武家屋敷の町並みや須坂市の土蔵造りの建物を生かした景観づくり、あるいは、地域特性に精通した専門家のものと、個人から行政まで地域が一体となり個性豊かな景観づくりを進める小布施町など、地域ごとに先進的な取組みが進められています。

飯山市以北は豪雪地帯であり、中門造りの民家などの農村景観、雁木の町並みなど特徴のある景観を有しています。また、周辺には志賀高原、野沢温泉、斑尾高原、飯綱高原等の休養地が数多く立地しています。この地域は、高社山麓・千曲川下流域が景観形成重点地域に指定され、ふるさとの山と川を中心にきめ細やかな景観づくりが進められています。

(3) 松本平・安曇野（高瀬川・犀川地域）

北アルプス、上高地、美ヶ原など豊かな自然にめぐまれ、広大な水田の広がりと、屋敷林の田園景観が地域の原風景となっています。

松本平は、中低山に囲まれた広い盆地の景観を有し、中心に位置する松本城は松本の象徴となっており、都市計画の高度地区の指定により、周辺の建築物の高さを制限するなど、

積極的な景観の育成の取組が進められています。

安曇野は、北アルプスの山並みとその前山が背景をなす広大な田園に点在する屋敷林の見晴らしに、道祖神やわさび田、河川、農業用水路などが彩りを添えています。これらを眺望できる国道 147号などの沿道が景観形成重点地域に指定されており、きめ細やかな景観づくりが進められています。

(4) 白馬・小谷（姫川地域）

姫川流域谷あいの低地から 3,000m級の北アルプスの山並みが一気に切り立つ雄大な景観を呈し、仁科三湖など美しい自然に恵まれています。

地域の北部は全国有数の豪雪地帯で、八方尾根、梅池をはじめとするスキー場が多数立ち、県を代表するスキーリゾートを形成しています。また、千国街道（塩の道）や重要伝統的建造物群保存地区に選定されている白馬村青鬼地区の山村集落などに、歴史的な佇まいも残しています。北アルプスの山並みに並行する国道 147・148 号の沿道が景観形成重点地域に指定され、安曇野から白馬・小谷に至る北アルプスを展望できる地域が一体となり、きめ細やかな景観づくりが進められています。

(5) 木曽谷（木曽川地域）

御嶽山麓や木曽駒ヶ岳を主峰とする中央アルプスの豊かな自然に恵まれ、島崎藤村の『夜明け前』の冒頭に「木曽路はすべて山の中」とあるように、両側に山が迫る谷あいの地域です。また、その山々には木曽ヒノキの美林が残されています。

木曽11宿といわれる中山道の宿場町があり、妻籠、奈良井は重要伝統的建造物群保存地区に選定され、伝統的な建造物が多く残されています。

また、御嶽山の周辺には、開田高原、御岳高原等の高原が広がり、自然休養地ともなっています。

地域全体で公共サイン等の統一の取り組みを進め、地域の独自色である木曽グリーンを基調とした統一サインの整備に伴い、スキー場やゴルフ場の独自看板を撤去するなど、広域的に沿道の景観づくりが進められています。

(6) 伊那谷（天竜川地域）

天竜川沿いに発達した河岸段丘からなる幅の広い明るい印象の谷であり、西には中央アルプス、東には南アルプスの二つのアルプスを望むことができ、これらが地域の重要な景観構成要素となっています。上伊那地域の河岸段丘のグリーンベルトと段丘上に残る平地林も、地域の景観の特徴となっています。

高遠城址は桜の名所として知られ、光前寺は歴史的景観に優れ、郷土環境保全地域として保全されています。また、近年、上伊那地域では、地域の方々により花による地域の景観づくりが進められ、自律的な景観育成の機運が高まっています。

下伊那地域には、下栗の里やよこね田んぼのような個性的で魅力ある峡谷の景観が残さ

れています。

諏訪盆地（諏訪湖） 標高 759mにある諏訪湖を中心とした盆地状の地域であり、周辺の中低山の山並みに囲まれているため、開放的な印象を呈し、湖の東側の山は霧ヶ峰に続いている。この地域は、諏訪大社を中心に門前町、宿場町として発展してきたほか、製糸から精密工業に至る産業のまちの顔も持っています。また、現在の湖周の景観は、上諏訪、下諏訪の温泉街、岡谷の市街地が迫る都市的な部分と、田園的な部分があるなど変化に富むものとなっています。

(8) 八ヶ岳地域

八ヶ岳の山麓に広がる高原からなる地域であり、一部の山梨県の区域も含めて、広大な景観を呈しています。原村や富士見高原から茅野の山麓にかけては、ペンションビレッジや別荘を中心とするリゾート施設がカラマツ林の中に立地しています。

八ヶ岳山麓は、景観形成重点地域に指定され、きめ細やかな景観づくりが進められています。

3 景観の骨格構成

低地・台地は主な河川流域に沿って立地し、平や谷を形成し、人間の諸活動の主領域として、「都市」や「田園」として景観の主軸となっています。また、この領域の両側には地域景観の背景の主要要素である山並みであり、休養地や林産物の生産地でもある「山地・高原」があります。

さらに、個々のこうした領域を「道路」や「河川・湖沼」が繋ぎ、信州の景観の骨格を構成しています。

第3章 基本目標

1 基本目標

私たち県民は、美しく豊かな信州が、社会的共通資本であることを深く認識し、積極的に景観育成に努め、自然と人との共生並びに現在及び将来のこの地に暮らす人々の心豊かな生活を実現します。

私たち県民は、景観を育成する取組により、人と人との結び付け、意思を共有する方々の絆（コモンズ）を築き、美しく心地良い環境の中で暮らし、その環境を次の世代に引き継ぎます。

また、景観は、地域の自然、歴史、文化、風土等と私たちの生活や経済活動等との適正な調和により育成されるものであり、土地の利用をはじめとする多くの事柄に関する総合的なものであることを踏まえ、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な育成を図ります。

理念の実現に向けて、景観育成の基本目標は、次のとおりとします。

基本目標

恵まれた豊かな自然環境を守り 育て 地域の歴史、文化、風土等を活かし 伸ばし 意思を共有する方々の絆（コモンズ）を築き 育み 住まう方々や移り住んで下さる方が愛着をいだき 訪れる方々には魅力あふれる 世界に誇りうる 美しく豊かな信州を創造する

2 役割

現在及び将来の県民が、信州の景観に愛着と誇りを持てるように、県民、土地所有者、事業者、行政等が連帯し、かつ、協働して、先人たちが育んできた自然や歴史的、文化的遺産を継承しつつ、美しく豊かな信州を育んでいくために、総合的かつ計画的に景観育成に取組むものとします。

(1) 県民の役割

- ア 自らが景観の育成の主体であることを認識し、積極的に取組むものとします。
- イ 県及び市町村が実施する景観の育成に関する施策に協力するとともに、自ら進んで良好な景観の育成に貢献するよう努めるものとします。

(2) 土地所有者等の役割

- ア 土地及び建築物等により、又はこれらの利用によって育成される景観が社会的共通資

本であることを認識し、土地や建築物等の利用の際には、良好な景観の育成に貢献するよう努めるものとします。

イ 県及び市町村が実施する景観の育成に関する施策に協力するものとします。

(3) 事業者の役割

ア 景観に影響を与える行為を行うに当たっては、良好な景観の育成に資するよう努めるものとします。

イ 景観に影響を与える行為を行うに当たっては、地域住民その他の関係者に対し、当該行為に係る工事等に関する説明その他情報の提供を行うよう努めるとともに、これらの者の意見に配慮するものとします。

ウ 県及び市町村が実施する景観の育成に関する施策に協力するものとします。

(4) 設計者、施工業者等の役割

ア 自らの業務が地域の景観の育成に深い関わりを持つものであることを認識し、景観に影響を与える行為に係る設計又は工事等を行うに当たっては、良好な景観の育成に資するよう努めるものとします。

イ 業務を行うに当たっては、地域住民の行う景観の育成に関する活動を尊重するものとします。

ウ 県及び市町村が実施する景観の育成に関する施策に協力するものとします。

(5) 県及び市町村の役割

ア 県及び市町村は、景観の育成に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとします。

イ 基礎的自治体である市町村は、景観の育成の中心的な役割を担い地域の特色に応じたきめ細やかな取組に努めるものとします。

ウ 県は、自ら広域的な景観の育成に取組むとともに、広域的な景観の育成が、支障なく整合的に行われるよう、県域全体の景観の育成の方向性と将来像を示し、情報の提供及び技術的助言等により、市町村が行う景観の育成の取組を支援するものとします。

エ 施策の策定及び実施に当たっては、市町村と県とが緊密な連携を図るとともに、県民と協働するよう努めるものとします。

オ 県及び市町村は、県民及び土地所有者等の景観の育成への自主的な参加を促すため、景観の育成に関する県民意識の高揚を図り、景観の育成に関連する行為を実施するときは、その内容に応じて、地域住民への当該行為に関する情報の提供に努めるとともに、良好な景観の育成の推進に関し最大限の配慮を行うなど、景観の育成に関する情報の提供その他景観の育成の取組への参加のための条件整備に努めるものとします。

第4章 基本方針

良好な景観の育成は、居住環境の向上等住民の生活に密接に関係する課題であること、地域の特色に応じたきめ細やかな規制誘導方策が有効であることから、基礎的自治体である市町村が中心的な役割を担うものとします。県は、市町村が景観行政団体となって独自の景観行政を展開できるよう支援するとともに、県が景観行政団体となる区域については、関係市町村と連携し、景観行政を進めます。

この際、景観には広域的な繋がりもあり、各景観行政団体間の連携により、広域的な景観の育成の取組が、支障なく整合的に行われるためには、県域全体における景観の育成に関する基本的事項を共有する必要があります。

また、建築物の外観等私的なものであっても、それらは景観を構成する要素として公共的な性格を有していることを認識し、県民が価値観を共有し、総合的な取組を行う必要があります。

このため、県は、独自の景観行政を行う市町村の取組を踏まえながら、基本目標を達成するために講すべきものと考える施策の推進に関して、県域全体における景観の育成の基本方針を示し、美しく豊かな信州の実現に向けて、景観の育成の取組が整合的に行われるよう支援するものとします。

この基本方針は、次のとおりとします。

1 景観の育成の基本的な視点

地域の自律的な取組みによる景観の育成と価値観の共

- (1) 有
- (2) 良好な景観の保全・育成と新たな景観の創造
- (3) 地域に根ざした景観の育成
- (4) 景観の総合的・一体的な育成

2 景観類型ごとの基本的な方向

土地利用の状況と自然条件により区分した類型ごとの景観の育成の基本的な方向は次のとおりとします。

(1) 山地・高原

- ア 自然を活かし、周辺の自然と調和した景観を育成するものとします。
- イ 都市、田園、沿道等から眺望に配慮し、美しいスカイラインを確保するものとします。
- ウ 清らかな河川や美しい湖沼を活かした水辺の景観を育成するものとします。

(2) 田園

- ア 四季折々の変化を見せる山並みへの眺望の確保を図るものとします。
- イ 農山村においては、傾斜地における棚田など自然の造形を背景として、地域の気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域の固有の景観がつくられてきました。このような田園景観の成り立ちを踏まえ、伝統的な民家等の様式、地域の固有の景観を構成して

いる緑や水辺等を保全し、それらの形態や雰囲気を継承した田園景観を育成するものとします。

ウ 農山村の個性や多様性に配慮し、突出した印象を与えることなく、周辺景観と調和した落ちついた景観を育成するものとします。

(3) 都市

ア まとまりのある空間の育成に努め、公園・広場の確保、緑化、照明などに配慮し、うるおいのある都市の景観を育成するものとします。

イ 歴史的・文化的資源や地域の自然環境を活かし、地域に根ざした個性ある都市の景観を育成するものとします。

ウ まち並みとしての調和に配慮し、建築物の形態、色彩などの連続性を確保するものとします。

(4) 沿道

ア 道路の種類や機能に応じ、安全の確保とともに、植樹等により快適でゆとりのある沿道の景観を育成するものとします。

イ 沿道の広告物・建築物等の調和に配慮し、道路からの眺望を確保するものとします。

3 景観の育成の基本的な方針

(1) 地域が主体となった景観の育成に関する事項

景観は人々の暮らしに密接に関係するものであることから、景観の育成の主体は地域の方々であり、地域の方々と地域に愛着を持ち訪れて下さる方々や基礎的自治体である市町村、あるいはその他の関係行政機関や関係する事業者団体等とが連携して景観の育成の取組が行われることが望まれます。このため、地域景観協議会に地域の方々や関係市町村、関係団体等が直接参加するなどの方法により、地域の景観の育成の取組みにおける関係機関等の連携が支障なく行われるよう努めるものとします。

また、地域の住民による景観育成住民協定や景観協定は、自主的・自律的な景観の育成への取組であり、その支援及び推進に努めるものとします。

県は、景観行政団体である市町村の区域における景観育成住民協定の認定等の支援にあたっては、当該市町村の意向を尊重するものとします。

(2) 広域的な景観育成に関する事項

ア 行政間の連携

河川の両岸、山岳の眺望、連坦したまち並み等複数の景観行政団体の行政区域にわたる広域的な景観の育成について、景観協議会などの活用により、各景観行政団体や関係市町村の連携により、調和のとれた景観の育成を図るものとします。

各景観行政団体の景観計画の策定にあたっては、広域的な景観の育成の取組が、支障なく整合的に行われるよう、関係する景観行政団体が協議し、各々の景観計画において、当該景観計画区域における良好な景観の育成に関する方針や良好な景観の育成のための

行為の制限に関する事項のうち、当該広域的な景観の育成に関する部分については、統一的又は整合的な内容を定めるよう努めるものとします。

また、県が景観行政団体となる区域において、市町村が独自に定めた景観基本計画等に基づく景観の育成の取組等と景観行政団体が行う景観の育成の取組が支障なく整合することが望ましいことから、県は、関係する景観行政団体との協議にあたり、関係市町村の意見を聞くものとします。

イ 公共事業による景観育成の推進

公共の道路・橋・建築物等は、良好な景観の育成の模範として、先導的な役割を果たしていくことが必要であり、事業の実施に当たっては、別表1の公共事業景観育成指針に沿って景観の育成を積極的に推進するものとします。

そのため、公共事業の実施にあたっては、景観の育成に関する幅広い知識、経験を有する人財を自ら育成するとともに、景観の育成の専門家の活用等により、的確な地域の景観特性の把握等を行い、それらに応じた景観の育成を図るものとします。

また、良好な景観の育成の推進に際し、電柱や電線類が景観の構成に及ぼす影響が少なくないことから、先導的な役割を担う公共事業の実施にあたっては、無電柱化を積極的に推進するものとします。

ウ 特定公共施設とその周辺との一体的な計画の推進

道路、河川、都市公園、土地改良施設、砂防施設等の地域の景観を構成する主要な要素の一つである特定公共施設について、当該公共施設管理者との協議及び同意に基づき、景観重要公共施設として、当該公共施設とその周辺の土地利用とを一体的に計画し、電線類の地中化等関連事業との連携も図るなど、積極的に良好な景観の育成を図るものとします。

計画段階の場合であっても、地域の景観への影響が大きく、その主要な要素となると見込まれるものについて、当該公共施設の管理者が定まっており、必要な協議及び同意がなされた場合にあっては、景観重要公共施設として位置付け、積極的に良好な景観の創造に努めるものとします。

(3) 戰略的な眺望保全に関する事項

平や谷を分節している山岳からの見晴らしや、平や谷から山岳への見通しなどの雄大な眺望景観は、信州の景観の特徴となっています。

このため、優れた見晴らし景観を有する地域、地域への導入部となる街路又は鉄道からの見通し等の眺望景観の質を高めるため、眺望景観は、「眺望地」、「前景」、「被眺望地」並びに「被注視物」及び「背景」により構成されることを踏まえ、地域毎の特性に配慮しつつ、保全すべき地域毎にその特性に応じた眺望保全の方針を定めていくことが必要です。

ア 眺望地からの見晴らしの保全

被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害する工作物等の侵入を極力防ぐための規制を行うなど、基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な見晴らし景観の創造に資するよう配慮します。

イ 地域を象徴する建築物等が被眺望地となる見通しの保全

地域を象徴する建築物や地域を象徴する建築物と周辺の街並みとの組合せの一部又は全て（以下「ランドマーク等」という。）を見通すことができる区域を定め、区域内に1つ又は複数の眺望地を設定し、その眺望地と被眺望地又は被注視物となるランドマーク等との間の高度規制を行うなど、基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な見通し景観の創造に資するよう配慮します。

ウ 街路等からの眺望の保全

街路、鉄道、河川等とその両側の街並み等から構成される、被眺望地に囲まれた線形眺望地からの眺望景観について、見通しの焦点及びその周囲を構成する工作物等のファサードや背景となるスカイラインを保全するなど、基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な眺望景観の創造に資するよう配慮します。

(4) 景観資産に関する事項

景観法に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木のほか、周辺地域の情景を特徴づける物件のうち、地域の景観育成に資するものを、次の方針により指定をし、地域の個性ある景観づくりの核として、その維持、保全及び継承を図るものとします。

【景観資産の指定の方針】

ア 地域の自然、歴史、文化、風土等を象徴する建造物、樹木、遺跡、名勝地、優れた風景、優れた風景を眺望できる地点等で、地域の景観の育成に資するものであること。

イ 景観は、人々の日々の暮らしぶりが立ち現れたものであることから、地域の生活に根ざした伝統行事の風景から日常の情景まで、その景観を構成する要素全体を一体として対象とすること。

ウ 歴史的な様式を継承した新しい景観の核となる物件や新たな都市文化を創造することを望まれる地域を象徴する物件についても積極的に対象とすること。

エ 指定しようとする物件が、景観行政団体である市町村の区域に存する場合は、当該市町村の意向を尊重するものとする。

オ 指定に当たっては、指定しようとする物件がある地域を管轄する市町村の意見を聞くものとする。

カ 指定に当たっては、景観審議会及び建築等の専門家の意見を聞くものとする。

(5) 専門家の活用に関する事項

行政自らが、景観の育成に関する幅広い知識、経験を有する人財を育成し、景観行政の

執行体勢の充実に努めるとともに、景観の育成の専門家の活用により、的確な地域の景観特性の把握を行い、それらに応じた景観の育成を図るものとします。

地域における自律的な景観の育成の取組においても、地域特性に精通した専門家や景観に係る様々な分野における高度な知識と感性を有する専門家のものと、長期的な視点に立って、個人から行政まで地域が一体となり個性豊かな景観づくりを進めることが重要であることから、地域に根ざして継続的に参画できる専門家の育成に努めるとともに、各分野における高度な知識等を有する専門家の活用を図るものとします。

(6) 景観の育成のための新しい仕組みに関する事項

ア 地域の方々が参加できる景観評価の仕組みづくり

地域の景観の育成に特に支障があると認められる行為について、専門家や地域の方々の参加を得ながら事前及び事後に評価を行う仕組みの整備に努めるものとします。

景観評価にあたっては、美に対する優れた感性や地域特性についての深い知見が必要とされるため、地域の自然、歴史、文化、風土等に精通した地域の方々等の参加を得るほか、高度な知見や感性を有する専門家の活用に努めるものとします。

イ 景観の質を高める情報提供

地域の自然、歴史、文化等に根ざした優れた景観を育成するためには、定量的な基準により難い面が多いため、質を高めるための定性的な面を補強する情報が必要とされています。

また、景観は、人々の日々の営みから形づくられるものであり、人々の暮らしづくりの質を高めることができ、地域の景観の質を高めることとなるため、地域の生活に根ざした実践的で分かりやすい形態での情報提供に努めるものとします。

情報提供の例

- ◆ 実践的なガイドラインの提供
- ◆ 生活に根ざした分かり易いデザインマニュアルの提供
- ◆ 具体的な工法などを含めた課題の解決手法を示す修景ハンドブックの提供
- ◆ 信州の景観の育成に資する暮らしづくりを紹介するライフスタイルブックの提供
- ◆ 地域毎の地域色一覧及び地域素材一覧の提供 等

ウ 持続可能な景観育成の仕組みづくり

景観は、人を取り巻く総合的環境が、主として視覚により人に知覚された心象であり、目に見えるものののみではなく、環境や空間の良否、香や音など人に知覚されるあらゆるもののが景観に影響を与えるものであることに留意する必要があります。

また、人もまた地域の生態系の一構成要素に過ぎないことから、景観の育成の結果と

して得られた良好な生活環境が持続するためには、地域の生態系への配慮も必要とされます。

そのため、人を取り巻く総合的環境としての快適性の向上とともに、地域の生態系としての良好な環境の確保に配意した取組を行い、持続可能な景観の育成の仕組みづくりに努めるものとします。

エ 景観評価支援システムの充実

都市シミュレーションシステムや景観シミュレーションシステムと地理情報システムの連携等により、戦略的眺望保全等の広域的な景観評価から地域のまち並み検討までを境目なく、できる限り客観的な景観評価ができるよう、評価支援システムの整備に努めるものとします。

(7) 農村風景に関する事項

県全体の景観育成の基本方針は、(1)から(6)までの事項に記載のとおりですが、美しく豊かな本県の農村風景については、農村風景を守り育てる主体を維持確保することを目的として、「持続性のある農林業の実現」、「魅力ある農村風景づくり」及び「都市と農山村の連携交流」の好循環を目指す「長野県農村景観育成方針」（平成25年3月策定）に基づいて、積極的に保全・育成を図るものとします。

第2編 長野県景観計画

本計画では、景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項の規定により景観計画として定めるべき事項を定めるとともに、長野県の地域特性に応じた景観施策の基本となる事項を定めます。

第1章 法定事項

1 景観計画の区域（法第8条第2項第1号関係）

長野県の良好な景観の育成に関する計画（以下「法定景観計画」という。）の区域は、景観行政団体である市町村、松本市及び上田市の区域を除く長野県の区域とします。

このうち、特に重点的に景観の育成を図る区域を景観育成重点地域として指定をし、地域ごとに定める独自の基準により、特に積極的に景観の育成を図る区域を景観育成特定地区として指定します。

2 良好的な景観の育成に関する方針（法第8条第2項第2号関係）

長野県景観育成基本方針に基づくほか、次のとおりとします。

(1) 景観育成重点地域に関する基本的事項

信州の景観の骨格や顔となるような地域については、景観育成重点地域として指定し、地域の景観の特性や諸条件を踏まえて、きめ細かくかつ総合的な景観の育成に配慮します。

景観育成重点地域においては、地域住民、事業者、行政が相互の協力のもとに地域に即した景観の育成を図っていくことが必要であることから、地域ごとに次の事項を定めるものとします。

ア 地域の景観特性に関する事項

- ・スカイラインを形成する山並み、主な眺望の方向及び視点、土地利用状況等、地域の景観の主な構成要素・構造
- ・森林や河川・湖沼、歴史的建造物等、重要な自然的・歴史的景観資産の状況
- ・人口、産業、交通、開発動向等、景観の育成に関連する社会的条件
- ・景観の育成上の問題点
- ・その他地域の景観の特性を明らかにする上で必要な事項

イ 地域の景観の育成の目標及び方策

重点地域における景観の育成の目標及び方策は、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、具体的に定めるものとします。

ウ 重点地域の景観の育成のための行為の制限

重点地域における景観の育成のための行為の制限の基準は、地域の景観特性や景観の育成の目標に応じたものとするほか、地区区分を行った場合には、区分された地区ごとの景観の特性に配慮するものとします。

(2) 景観育成特定地区に関する基本的事項

地域の特性に応じた景観の育成を特に推進すべき地域については、景観育成特定地区として指定し、地域の景観の特性や諸条件を踏まえて、きめ細かくかつ地域の生活に密着した独自の景観の育成に配慮するものとします。

景観育成特定地区においては、地域住民、事業者、行政が相互の協力のもとに地区的特性に即した景観の育成を図っていくことが必要であることから、地区ごとに次の事項を定めるものとします。

ア 地域の景観特性に関する事項

- ・スカイラインを形成する山並みや建築物の特徴、主な眺望の方向及び視点、土地利用状況等、地域の景観の主な構成要素・構造
- ・既存樹木や歴史的建造物等、重要な自然的・歴史的景観資産の状況
- ・人口、産業、交通、開発動向等、景観の育成に関連する社会的条件
- ・景観の育成上の問題点
- ・その他地区の景観の特性を明らかにする上で必要な事項

イ 地区の景観の育成の目標及び方策

特定地区における景観の育成の目標及び方策は、地域の自然的・社会的特性を踏まえ、具体的に定めるものとします。

ウ 特定地区の景観の育成のための行為の制限

特定地区における景観の育成のための行為の制限の基準は、地域の景観特性や景観の育成の目標に応じたものとするものとします。

(3) 景観の育成に不可欠の価値を有する物件の指定に関する基本的事項

優れた景観上の特徴を有し、県土の良好な景観の育成に重要な建造物や樹木であり、かつ、公共の場所から公衆によって容易に望見されるものを、景観重要建造物若しくは 景観重要樹木として指定し、所有者の協力を得ながら維持、保全及び継承するものとします。

3 景観育成のための行為の制限（法第8条第2項第3号関係）

(1) 条例で定める届出対象行為

景観法第16条第1項第4号の規定により条例で定める行為は次のとおりとします。

- ア 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- イ 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

(2) 規制又は措置の基準

景観計画区域内では、周辺の基調となる優れた景観との調和に配慮した形態意匠とし基準は次のとおりとします。

ア 法第 16 条第 3 項及び法第 17 条第 1 項の規定による制限の基準は、景観育成重点地域以外の地域又は景観育成特定地区以外の地区にあっては、別表 2 のとおりとし、景観育成重点地域及び景観育成特定地区にあっては、地域又は地区ごとに別に定めます。

イ 法第 16 条第 6 項又は条例第 11 条第 1 項後段の規定による制限の基準は、アによるほか、別表 1 に準じるものとします。

4 景観重要建造物の指定の方針（法第 8 条第 2 項第 4 号関係）

第 2 号の良好な景観の育成に関する方針に基づき、周辺地域の情景を特徴づける建造物のうち、景観計画区域の良好な景観の育成に資するものを次により指定します。

- (1) 地域の自然、歴史、文化、生活等からみて、これらの特性が形として立ち現れたものである地域の景観上の特徴を、当該建造物の外観が有しているものであること。
- (2) 景観の育成の観点から指定するものであり、当該建築物自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではないこと。
- (3) 歴史的な様式を継承した新しい建造物や新たな都市文化を創造することを望まれる地域を象徴する建造物等についても積極的に対象とすること。
- (4) 建造物の敷地、建造物周辺の樹木や付属物等が当該建造物と一体となって良好な景観を構成している場合にあっては、それらを含め一体として対象とすること。
- (5) 指定に当たっては、指定しようとする物件がある地域を管轄する市町村の意見を聞くものとする。
- (6) 指定に当たっては、景観審議会及び建築等の専門家の意見を聞くものとする。

5 景観重要樹木の指定の方針（法第 8 条第 2 項第 4 号関係）

第 2 号の良好な景観の育成に関する方針に基づき、周辺地域の情景を特徴づける樹木のうち、景観計画区域の景観育成に資するものを次により指定します。

- (1) 当該樹木が、地域の景観上の特徴を構成しているものであること。
- (2) 景観の育成の観点から指定するものであり、当該樹木自体の歴史的価値や文化的価値を問うものではないこと。
- (3) 新たな都市景観を創造することが望まれる地域におけるシンボルとなる樹木等につ

いても積極的に対象とすること。

- (4) 指定に当たっては、指定しようとする物件がある地域を管轄する市町村の意見を聞くものとする。
- (5) 指定に当たっては、景観審議会及び造園等の専門家の意見を聞くものとする。

6 屋外広告物の表示等の制限に関する事項（法第8条第2項第5号関係）

屋外広告物は、景観の阻害要因となりうるものであることから、その適正な規制誘導は、良好な景観の育成に極めて重要であるため、広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為（以下「屋外広告物の表示等」という。）の制限は、良好な景観の育成に関する方針との調和が保たれるものとするものとします。

また、景観重要建造物、景観重要樹木及び景観資産（以下「景観重要建造物等」という。）に係る屋外広告物の表示等にあたっては、当該景観重要建造物等ごとに定める管理の基準との調和が保たれるものとするものとします。

7 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項（法第8条第2項第5号関係）

農山村においては、自然の造形を背景として、地域の気候風土に適した形で農林業を営む中で、それぞれの地域に固有の個性ある美しい景観がつくられてきたことから、地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保する観点から策定するものとします。

また、農山村地域は、農林産物の生産の場であるとともに、農林業の持続的な発展により、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の育成、文化の伝承等の多面的な機能を發揮してきたことを踏まえ、農山村の個性や多様性に配慮します。

加えて、過疎化や高齢化、あるいは都市近郊における混住化等による地域社会の連帯性の弱体化に伴い、農地等の地域環境の管理に支障が生じ、農山村の魅力を減じている事例がある現状から、地域社会の連帯性（コモンズ）の再生に資するものとします。

第2章 その他の事項

1 自主的な景観の育成活動への支援

良好な景観を育成するためには、県民や事業者の自発的な取組が重要であり、行政と民間が一体となって普及・啓発に努めることが必要です。

このため、景観の育成の手法に関する研究を行い、学校教育・社会教育の場における取組を進め、各種の事業を積極的に推進するものとします。

また、景観の育成が住民の自主的な取組により地域の特性を生かしたものとして促進されるようにするため、景観の育成に関する情報の提供、啓発、景観の育成の推進に貢献した者の表彰その他の必要な措置を講ずるものとします。

景観整備機構の指定制度などの活用により、民間活力を活用した良好な景観の育成を図るとともに、地域の景観づくりについて、住民が自主的に取決めを行う景観の育成の

ための住民協定の締結を積極的に推進するものとします。

2 景観の育成に資する事業を行う個人又は団体等に対する補助

- (1) 県は、景観計画区域内において景観計画に基づいて景観の育成に資する事業を行う個人又は団体に対し、予算の範囲内において、その事業に要する経費の一部を補助することができることとします。
- (2) 県は、景観重要建造物等の所有者又は占有者に対し、予算の範囲内において、景観重要建造物等に指定された物件の修繕その他の保全に要する経費の一部を補助することができることとします。

3 情報開示の促進

(1) 届出の概要の公表

景観は住民の暮らしに密接に関係するものであり、住民自らが主体的に景観の育成に関わる事柄に参加する動きも広がっており、また行政手続の透明化や情報公開、説明責任の遂行が求められています。

このため、地域の景観の育成上、景観に影響を及ぼすおそれのある届出対象行為について、当該行為に関する情報をその着手前に公表することにより、地域が主体的に行う景観の育成の取組を支援します。特に地域毎に独自基準により積極的に景観の育成を進める景観育成特定地区にあっては、当該行為に関する情報の概要を記載した標識を、当該行為を行う土地に設置するなど、より積極的な情報提供に努めるものとします。

(2) 景観計画等に係る情報の開示

法に基づく各種規制誘導措置は、その内容について住民の理解が得られ、地域のルールとして受け入れられる必要があります。そのため、景観計画等法に基づく諸制度に係る情報開示を促進し、住民がこれらの内容を常に確認、理解する機会の付与に努めるものとします。

景観計画の図書として定められた計画図若しくは計画書、景観農業振興地域整備計画の図書として定められた計画図及び計画書、景観重要建造物若しくは景観重要樹木に関する管理協定若しくは台帳、準景観地区の指定・変更に係る公告事項又は景観協定について、個人情報の保護に配慮しつつ、可能な限り、常に住民が容易に閲覧・入手が可能な状態にしておくものとします。

4 知識の普及

住民の主体的な参画による良好な景観の育成を進めるために、各種規制誘導措置等景観育成に関する知識の普及及び情報の提供に努めるとともに、景観の育成活動への支援、住民からの意見の聴取、ワークショップの開催といったきめ細かいフィードバック作業を積み重ねて合意形成を図るものとします。

5 専門家の活用と人財の育成

景観行政を担うため、景観の育成に関する幅広い知識、経験を有する人財の育成を図るとともに、専門家の活用に努め、執行体制の充実を図るものとします。

また、景観行政は、美しさなど数値基準のみでは評価できない要素を含むものであることから、各分野の専門家を活用する必要があります。このため、豊富な知識や経験、地域における景観の特性の把握が必要とされる景観計画の案や、景観計画に基づく届出に係る行為に対する勧告や変更命令の検討、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の検討、景観地区、準景観地区又は地区計画の認定の手続等にあたり、専門家、学識経験者等からなる景観審議会等の専門的知見を踏まえつつ行うものとします。

また、地域の独自の景観の育成を推進するため、専門家の活用することについて、市町村から要請があったときは、その選定について助言するなど、必要な支援をするものとします。

6 景観育成のための総合的な制度の運用

景観に関わる要素や対象は多種多様であることから、景観法に基づく各種の制度を総合的、一体的に活用するとともに、景観法に基づく手法と都市計画法に基づく地域地区その他関係法令の各種規制誘導措置及び景観の育成に資する自主的な取組とを一体的に検討し、良好な景観の育成のための総合的な施策の推進を図るものとします。

景観の育成は、都市、農山漁村、自然公園区域等の広範な地域に及ぶものであることから、関係する行政部局や事業者団体等の連携により、円滑かつ一体的な効果の発現に努めるものとします。

「景観重要公共施設」、「景観農業振興地域整備計画」、「市町村森林整備計画の変更」、「自然公園法の特例」については、景観担当部局と、それぞれ担当する公共施設担当部局、農政部局、林務担当部局、自然環境部局との連携により、積極的に活用するものとします。

また、「重要文化的景観」は、景観計画区域又は景観地区が指定されている地域から、県又は市町村の申出に基づき文部科学大臣が選定することとされているものであり、県又は市町村の教育委員会と連携を図りつつ、必要な規制誘導措置について、積極的に検討するものとします。

都市部については、県と市町村の都市計画担当部局とが密接に連携を図り、景観の育成のための総合的かつ一体的な制度の運用を図るものとします。この際、景観地区等の法に基づく措置と、高度地区、風致地区、地区計画等の良好な景観の育成に大きな効果を持つ都市計画手法について、互いに補完若しくは役割分担し、又は相乗的な効果を發揮するよう定めることにより、それぞれの制度の特徴を活かした適切な連携を図るものとします。

また、景観の要素として建築物の影響が少なくないことから、建築基準法第50条に基づく条例や地区計画等の建築条例の活用、総合設計制度や一団地認定制度、連担建築物設計制度の適用にあたっての景観上の配慮など、各種規制誘導措置との連携や役割分担を図るものとします。

(別表1) 公共事業景観育成指針

第1 基本的事項

- 1 機能性、安全性、経済性及び事業の目的を踏まえた上で、デザインの向上、水辺空間・緑豊かな空間の創出等に努める。
- 2 まち並みや、自然環境との調和に配慮し、地域の特性を生かすよう努める。
- 3 事業相互の連携により、周辺景観と調和した一体的な景観の育成に努める。
- 4 信州の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、地域への導入部となる街路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努める。
 - ア 良好的な景観の育成に資する被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害することがないよう努めること。
 - イ ランドマーク等への眺望を阻害することがないよう努めること。
 - ウ 沿道等からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる優良な景観との調和に努めること。
- 5 地域の景観を構成する主要な要素の一つである公共施設については、景観重要公共施設と位置付け、公共施設とその周辺の建築物等の土地利用が一体となって良好な景観の育成を図るよう努める。
- 6 景観重要建造物、景観重要樹木又は景観資産の存する敷地の周囲における事業の実施に当たっては、当該景観重要建造物等が有する良好な景観を損なうことがないよう配慮するものとする。

第2 共通指針**1 法面**

法面は、安全上支障ない範囲で地形、地質等を考慮して、周辺の景観と調和する構造とし、緑化に努める。

2 擁壁

擁壁は、安全上支障のない範囲で、形態や意匠について工夫を行い、周辺の景観と調和する構造とし、周辺の緑化などに努める。

3 附属物（標識、防護柵、照明施設等）

標識、防護柵、照明施設等は、構造、意匠及び色彩について、地域の特性を踏まえたものとするなど、安全上支障のない範囲で、できるだけ楽しさや快適を与え、周辺の施設と調和するよう努める。特に、山地・高原や田園等の豊かな自然環境を有する地域にあっては、木製防護柵の使用に努める。

4 緑化・植栽

緑化・植栽は、うるおいのある良好な空間をつくるため、積極的に推進し、既存の樹木を極力活かすとともに、大径木や良好な樹木などを活用するとともに、周辺の樹木と調和した樹種や地域の自然植生を考慮した樹種を選定するなど、地域の特性を生かしたものとし、周辺の景

観と調和するよう努める。

5 占用工作物（電柱、広告物等）

道路敷地その他公共用地での占用行為は、構造、意匠及び色彩について、周辺の景観と調和するよう努める。

第3 施設別指針

1 道路

道路は、人々の往来や物の流通等一般交通のための最も基本的な施設として、県内のいたるところに通じており、その沿道には、山並み、田園、まち並みなど多種多様な景観が広がっている。

このため、その整備に当たっては、それぞれの特性を踏まえ、周辺の景観と調和のとれた道路景観の育成に配慮することが必要であり、山地・高原や田園のような豊かな自然環境を有する地域においては、周囲の自然景観に与える影響に留意し、また、都市部においては、沿道のまち並みや建築物等との調和に配慮する必要がある。

(1) 路線の選定

良好な景観を有している地域にあっては、その地域の景観を損なわないような路線の選定を行い、周辺景観との調和に配慮する。

(2) トンネル及びシェッド

トンネル、ロックシェッド及びスノーシェッドの坑口は、周辺の景観との調和を図り、坑門形状や壁面の処理に配慮する。

(3) 高架橋

高架橋の橋脚、橋桁、防音壁等の意匠、色彩については、周辺の景観と調和するよう配慮する。

(4) 交差点

交差点における信号機柱、標識、照明施設等については、整理統合に努め、周辺の景観への影響を緩和するよう配慮する。

(5) 歩道及び自転車道

ア 歩道及び自転車道の舗装は、必要に応じ地域の特性を生かした素材の活用に努め、周辺の景観と調和するように配慮する。

イ 植樹ますなどストリートファニチャー等を設置する場合は、配置、意匠、素材を工夫し、周辺景観と調和するよう配慮する。

(6) 横断歩道橋

横断歩道橋は、意匠、色彩について、周辺の景観との調和に配慮し、橋の取付部等は、必要に応じ緑化するよう努める。

(7) 地下歩道

ア 上屋は、意匠、色彩について、周辺の景観と調和するよう配慮する。

イ 地下部は、安心感、楽しさ、明るさを持つ空間となるよう配慮する。

(8) 緑の保全と緑化

- ア 都市部の道路にあっては、できる限り連続した植樹帯を設け、山地・高原や田園のような豊かな自然環境を有する地域の道路にあっては、必要に応じ植樹帯を設ける。
- イ ポイントとなる地点や余裕地は、必要に応じポケットパーク等として緑化修景し、憩いの空間を創出するように配慮する。
- ウ 中央分離帯や交通島については、交通安全上支障のない範囲で緑化に努める。

(9) 電線類の地中化

電線類は、地中化について積極的に取り組み、都市景観の向上に努める。

2 橋りょう

橋りょうは、人や車の通行だけでなく、水辺の風景の要素としての役割も演じており、それ自体が優れた景観ともなり得るため、景観の育成上重要な施設となっている。

このため、整備にあたっては、水や森、周囲の山並み、まち並みとの調和に配慮する必要がある。

(1) 橋りょう本体

橋りょう本体の構造形式、意匠、素材及び色彩については、地域の風土や歴史的背景を生かすとともに、周辺の景観と調和するよう配慮する。

(2) 高欄、照明施設等

ア 高欄、照明施設等の配置、意匠、色彩、素材等については、橋りょう本体の形式及び周辺景観と調和するよう配慮する。イ 必要に応じバルコニー等の広場を設ける場合には、周辺の環境と調和するよう配慮する。

(3) 橋詰広場

必要に応じ橋のたもとには、歩行者が休息し、また、川や橋を眺めることができるよう、周辺の景観と調和した広場の整備に配慮する。

3 公園・緑地

公園・緑地は、地域の中における身近な親緑空間として、憩いとうるおいを提供するとともに、景観のアクセントとなっている。

このため、生活や地域コミュニティーの場として、自然や文化を生かした整備に配慮する必要がある。

(1) 施設

公園内に設ける施設は、材料、意匠について、安全性、機能性に支障のない範囲で、周辺景観と調和するよう配慮し、必要に応じ自然素材の導入に努める。

(2) 緑の保全と緑化

植物の特性や施設配置を考慮して、公園の特色を生かした効果的な植栽や既存緑地の利用を図り、周辺の景観と調和した緑化に努める。

地域の自然、歴史、文化等からみて、樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好

な景観の育成に重要なものであると認められる場合は、景観重要樹木として、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理するよう努める。

4 下水道

下水道は、住民の生活環境の改善と河川の水質保全のための施設であり、地域住民と深いかかわりを持っている。また、処理施設は、広大な空間に多くの施設を建設することから、地域の景観を育成する上で重要な要因となっている。

このため、施設の整備に当たっては、処理場内の公園化を図るなど、周辺の景観との調和に配慮する必要がある。

- (1) 処理場内の施設は、意匠、色彩について、地域の特性を生かし、周辺の景観と調和するように配慮する。
- (2) 処理場内の緑化については、施設配置を考慮し、植栽等を行い、周辺の景観と調和するよう努める。

5 河川

河川、水路、湖沼等は、古くから地域と深いかかわりを保ちながら、治水、利水の両面から、人々の生活、歴史及び文化に大きな利便や影響を与えてきた。

また、それらは、雄大な景観を構成する一つの要素でもあり、その豊かな自然は、人々にやすらぎを与え、人と水とのふれあい空間として大切な場となっている。

このため、それらの整備に当たっては、水系ごとに定められている河川環境管理基本計画等との整合を図りながら、治水、利水機能に支障のない範囲で、自然環境の保全及び周辺の景観との調和に配慮する必要がある。

(1) 護岸

護岸は、構造等について、周辺の景観と調和するように配慮する。

(2) 高水敷

高水敷は、地域の特性を生かした緑化等により、周辺の景観と調和するよう配慮する。

(3) 緑の保全と緑化

ア 堤防法面等は、護岸を設ける部分を除き、緑化に努める。

イ 水辺林等の自然の緑は、洪水の流下に支障のない範囲において、保全するよう配慮する。

6 ダム・えん堤

治水、利水のためやむを得ず設置するダム及び砂防、治山のためのえん堤を設置する場合には、河川環境管理基本計画等との整合を図りながら、安全性等に支障がない範囲で、自然景観との調和に配慮する必要がある。

(1) 構造物

構造物及びその周辺の施設は、できる限り周辺の自然環境と調和するよう配慮する。

(2) 緑の保全と親水

緑地の保全に努めるとともに、周辺地域の環境整備を図り、水と緑豊かな水辺空間の創造に配慮する。

7 斜面

住民の生命、財産の保全等のために行う斜面の保全は、自然斜面に施設を設置するものと、切土、盛土によって生じる斜面の安定の確保を図るものがあるが、景観育成上からも重要な要因であるため、周辺景観との調和に配慮する必要がある。

- (1) 斜面の表面は、安定性等を考慮した上で、できる限り周辺の景観と調和のとれた緑化に努める。
- (2) 構造物は、安全性等の条件に支障がない範囲で、周辺の景観と調和するように配慮する。
- (3) 良好な景観を構成する要素となる樹木等は、できる限り修景に生かすよう配慮する。

8 公共建築物

集会施設、学校施設、公共住宅等の公共建築物は、地域住民と大きなかかわり持っている。このため、うるおいのある親しみに満ちた開放的な施設とともに、地域の自然的・文化的特性に配慮し、良好な地域景観を生み出すために先導的な役割を果たす必要がある。

整備に当たっては、敷地内に限定せず、広く公共空間と連動させ、より良好な地域景観を創造する必要がある。

地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の育成に重要なものであると認められる場合は、景観重要建造物として、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理するよう努める。

(1) 建築物

ア 位置・配置

- (ア) 山際に設置する場合は、できる限り低い位置に設置し、稜線を遮らないよう配慮する。
- (イ) 敷地の形状により、建物の配置、形態を勘案し、周辺の景観と調和するよう配慮する。
- (ウ) 道路、河川等の境界線からできる限り後退した位置とし、ゆとりとうるおいのある空間の創出に努める。
- (エ) 敷地内に良好な樹木がある場合は、木立を生かした配置計画に努める。

イ 意匠

- (ア) 周辺の景観との調和に配慮し、地域の特性を生かした意匠とともに、敷地内における建物相互の調和にも配慮する。
- (イ) 屋根の形状は、背景となる山並み等、周辺の景観と調和するよう努める。
- (ウ) 壁面は、窓辺にアクセントを持たせるなどの工夫をし、表情が豊かな建築物となる

よう努める。

- (エ) 建築物本体に附属する設備等は、極力目立たない位置へ設置し、目隠し等の工夫に努める。
- (オ) 屋外階段、ベランダ等は、建築物本体と一体的な意匠とするよう努める。

ウ 色彩

- (ア) 周辺景観との調和に配慮し、地域の特性を生かした色彩とする。
- (イ) 建築物の規模、形態等に留意し、周辺の景観の基調となっている色彩との調和に配慮する。
- (ウ) 建築物に附属する設備等の色彩は、建築物本体及び周辺の景観と調和するよう努める。

エ 素材・材料

- (ア) 気候、風土など地域の特性に配慮するとともに、周辺の景観と調和する素材・材料を使用するよう努める。
- (イ) 地域材の効果的な活用を図り、地域の特性を生かした景観育成に努める。

(2) 敷地境界施設（門、塀等）

ア 位置

できる限り道路から後退し、オープンスペースの確保に努める。

イ 意匠

建築物本体及び周辺との調和に努めるとともに、堅固な材料を使用する場合、高さは極力低いものとし、周囲に圧迫感を与えないよう努める。

ウ 色彩

建築物本体及び隣接する敷地境界施設と整合を図り、周辺の景観との調和に努める。

エ 素材・材料

建築物本体及び隣接する敷地境界施設と整合を図るとともに、地域材の効果的な活用により、周辺の景観と調和するよう努める。

(3) 敷地内附属施設

ア 車庫、自転車置場等については、建築物本体や周辺の景観に配慮した位置、構造、色彩等とするよう努める。

イ 焼却炉、ごみ置場、浄化槽等は、配置の工夫、樹木での遮へい等により、極力目立たないよう努める。

ウ 駐車場等については、広範囲にわたり単調な空間が出現しないよう緑化等に努める。

(4) 敷地内の緑化

ア 植栽木の配置の工夫により四季を通じて、うるおいとやすらぎのある環境を作り出すよう努める。

イ 植栽に当たっては、周辺の樹木と調和した樹種や、地域の自然植生を考慮した樹種選定に努める。

ウ 敷地境界等には、生垣などを活用し、周辺に調和した豊かな緑の確保に努める。

9 ガス・上水道

ガス及び上水道施設は、地域住民が文化的な生活を送る上で必要な施設である。供給施設の整備に当たっては、周辺環境との調和に配慮する必要がある。

(1) 施設内の建築物等の配置、意匠、色彩については、地域にふさわしい落ち着いた雰囲気を持ち、目立つことがないよう努める。

(2) 施設内の敷地には、地域にふさわしい樹種の選定等に留意し、周辺景観と調和するよう緑化に努める。

10 農地・森林

農山村においては、自然の造形を背景として、気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域毎に個性ある美しい景観が生み出されてきたことから、農地は、農産物の供給地であるとともに、田園景観、里地や高原の景観を構成する重要な要素であり、森林は、林産物の生産とともに自然環境の保全等の多面的な機能を有しており、県土に占める面積の割合も大きいことから、本県の景観育成において果たす役割が大きい。

このような地域の景観を育成するためには、地域の景観に配慮しつつ、良好な営農、営林条件を確保する視点が必要となる。

(1) 農業基盤の整備に当たっては、自然環境の保全に十分に留意するとともに、うるおいのある農業景観の育成に努める。

(2) 森林の保育事業の実施に当たっては、多様な住民の要請に応えられる健全で活力ある森林の整備に努め、四季を彩る森林景観の育成に努める。

(別表2) 景観育成基準

本基準の2及び3から6までに掲げるもののうち、次に掲げるものは法第8条第4項第2号イに規定する制限であり、法第17条第1項の規定による変更命令の基準である。

その他のものは同号ニに規定する制限である。

- ・ 3の(1)のうちウ、エ、オ及びキ
- ・ 4の(1)のうちウ、エ、オ及びキ
- ・ 5の(1)のうちウ、エ、オ及びキ
- ・ 6の(1)のうちウ、エ、オ及びキ

1 地域区分

(1) 都市

都市計画法に基づき用途地域として定められた地域

(2) 沿道

高速自動車国道、一般国道、主要地方道及びこれらに準ずる道路の両側 30メートルの地域

(3) 田園

国土利用計画法に基づき都市地域及び農業地域として定められた地域（第1号及び第2号に掲げる地域を除く。）

(4) 山地・高原

前3号に掲げる地域を除く地域

2 共通事項

- (1) 信州の景観の特徴となっている眺望景観の質を高めるため、次に掲げる事項に留意し、地域への導入部となる街路等からの見通しや地域の優れた見晴らし景観と調和した一体的な景観の育成に努めること。
 - ア 良好的な景観の育成に資する被眺望地となる景勝地等への眺望を阻害することがないよう努めること。
 - イ ランドマーク等への眺望を阻害することがないよう努めること。
 - ウ 沿道等からの眺望景観を保全するため、スカイラインの保全や周辺の基調となる優良な景観との調和に努めること。
- (2) うるおいのある良好な空間をつくるため、緑化にあたっては、既存の樹木を極力活かすとともに、大径木や良好な樹木などを活用するとともに、周辺の樹木と調和した樹種や地域の自然植生を考慮した樹種を選定するなど、地域の特性を生かしたものとし、周辺の景観と調和すること。
- (3) 建築物の建築、工作物の設置、土地の形質変更等の行為は、景観に与える影響が大きいため、このような行為を行うに当たっては、景観を阻害しないことはもとより、周辺の基調となる優良な景観に調和し、さらに、良好な景観の創造に資するよう、次のとおりとする。
 - ア 広域的な観点から景観に与える影響に配慮するとともに、地域の景観の育成に寄与する

よう配慮すること。

- イ 威圧感や殺風景な印象を与えないよう配慮するとともに、屋上設備や広告物等付帯設備を含め全体としてまとまりのある景観の育成に配慮すること。
- ウ 建築物が連坦する地域にあっては、まち並みという連続した空間の一部であることを認識し、一体性の確保に配慮すること。

3 都市地域の基準

(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

ア 配置

- (ア) 周辺と壁面線を合わせつつ、極力道路から後退し、連続した沿道の空間を構成するよう努めること。
- (イ) 隣接地と相互に協力して、まとまった空間を生み出すように努めること。
- (ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。
- (エ) 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。

イ 規模

- (ア) 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。
- (イ) 高さは周辺のまち並みとしての連続性に配慮するとともに、高層の場合、圧迫感を生じないよう努めること。

ウ 形態・意匠

- (ア) 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。
- (イ) 周辺の建築物等の形態との調和に努めること。
- (ウ) 建築物等の上部及び正面のデザインに特に留意し、都市美の形成やランドマークの形成にも努めること。
- (エ) 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするように努めること。
- (オ) 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。
- (カ) 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。
- (キ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
- (ク) 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。
- (ケ) 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

エ 材料

- (ア) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
- (イ) 反射光のある素材を使用する場合は周辺との調和に十分配慮すること
- (ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。

オ 色彩等

- (ア) けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。
- (イ) 多色使い、アクセント色の使用等に際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。
- (ウ) 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。

カ 敷地の緑化

- (ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。
- (イ) 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。
- (ウ) 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
- (エ) 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。
- (オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。

キ 公衆の関心を引く目的で外観に施される形態又は色彩その他の意匠（以下「特定外観意匠」という。）に関する付加基準

(ア) 配置

- ・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。
- ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。

(イ) 規模、形態・意匠

- ・基調となる周辺景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。

(ウ) 材料

- ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとすること。
- ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。

(エ) 色彩等

- ・けばけばしい色彩とせず、周辺の建築物等と調和した色調とすること。
- ・多色使いに際しては、使用する色彩相互の調和、使用する量のバランスに十分配慮すること。
- ・光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。

(2) 土地の形質の変更（法第16条第1項第3号及び政令第4条第1項第1号に規定するもの（土石の採取及び鉱物の掘採を除く）をいう。以下同じ。）

(変更後の土地の形状、修景、緑化等)

- (ア) 大規模な法面、擁壁ができるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やか

- なこう配とし、緑化に努めること。
- (イ) 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。
- (ウ) 敷地内にある良好な樹木、その他の樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。
- (3) 土石の採取及び鉱物の掘採
(採取等の方法、採取等後の緑化等)
- (ア) 周辺からは目立ちにくく、採取の位置、方法を工夫し、敷地周辺の緑化等に努めること。
- (イ) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。
- (4) 屋外における物件の集積又は貯蔵
(集積、貯蔵の方法及び遮へい方法)
- (ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。
- (イ) 道路等から見えにくく、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。

4 沿道地域の基準

- (1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更
- ア 配置
- (ア) 特に支障のある場合を除いて、5メートル以上道路から後退するよう努めること。
- (イ) 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
- (ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。
- (エ) 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。
- イ 規模
- (ア) 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。
- (イ) 高層の場合には、空地を十分にとり圧迫感等を生じないよう努めること。
- ウ 形態・意匠
- (ア) 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりのある形態とすること。
- (イ) 背景のスカイライン及び周辺の建築物等の形態との調和に努めること。
- (ウ) 建築物等の上部及び正面のデザインを工夫して質の高いものとなるよう努めること。
- (エ) 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努めること。

- (オ) 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。
- (カ) 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。
- (キ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
- (ク) 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。
- (ケ) 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

エ 材料

- (ア) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
- (イ) 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。
- (ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。

オ 色彩等

- (ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は周辺の建築物等と調和した色調とすること。
- (イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。
- (ウ) 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。

カ 敷地の緑化

- (ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観と調和するよう配慮すること。
- (イ) 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。
- (ウ) 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
- (エ) 使用する樹種は地域の風土にあったものとし、特に道路等の公共空間や周囲の緑化との連続性に配慮すること。
- (オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。

キ 特定外観意匠に関する付加基準

- (ア) 配置
 - ・道路等からできるだけ後退させよう努めること。
 - ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないよう努めること。
- (イ) 規模、形態・意匠
 - ・基調となる周辺の景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。
- (ウ) 材料
 - ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離の生じにくいものとすること。
 - ・反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。
- (エ) 色彩等
 - ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の景観又は

周辺の建築物等と調和した色調とすること。

- ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。
- ・ 光源で動きのあるものは、周辺の景観との調和に留意すること。

(2) 土地の形質の変更

(変更後の土地の形状、修景、緑化等)

- (ア) 大規模な法面、擁壁ができるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。
- (イ) 拥壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。
- (ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。

(3) 土石の採取及び鉱物の掘採

(採取等の方法、採取等後の緑化等)

- (ア) 周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の周辺の緑化等に努めること。

(イ) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。

(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵

(集積、貯蔵の方法及び遮へい方法)

- (ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。
- (イ) 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。

5 田園地域の基準

(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

ア 配置

- (ア) 道路からできるだけ後退し、道路側に空地を確保するよう努めること。
- (イ) 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
- (ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。
- (エ) 地域のランドマークやスカイライン等への眺望を極力阻害しないような配置とすること。

イ 規模

- (ア) 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。
- (イ) 個々の建築物等の規模、高さは極力おさえ、周辺の田園景観との調和に努めること。

ウ 形態・意匠

- (ア) 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりある形態とすること。
- (イ) 背景のスカイライン及び田園の広がりに調和する形態とすること。
- (ウ) 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は背景のスカイライン、周辺の建築物との調和に努めること。
- (エ) 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努めること。
- (オ) 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。
- (カ) 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。
- (キ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
- (ク) 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。
- (ケ) 非常階段、パイプ等附帯設備や附帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

エ 材料

- (ア) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
- (イ) 反射光のある素材を壁面の大部分に使用することは避けること。
- (ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。

オ 色彩等

- (ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。
- (イ) 使用する色数を少なくするよう努めること。
- (ウ) 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。

カ 敷地の緑化

- (ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観に調和するよう配慮すること。
- (イ) 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。
- (ウ) 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいように周囲の緑化に努めること。
- (エ) 使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとすること。
- (オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。

キ 特定外観意匠に関する付加基準

(ア) 配置

- ・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。
- ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。

(イ) 規模、形態・意匠

- ・ 基調となる周辺の景観に調和する形態・意匠とし、必要最小限の規模とすること。

(ウ) 材料

- ・ 周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離の生じにくいものとすること。
- ・ 反射光のある素材を使用する場合は、周辺との調和に十分配慮すること。

(エ) 色彩等

- ・ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の田園や集落の景観と調和した色調とすること。
- ・ 使用する色数を少なくするよう努めること。
- ・ 光源で動きのあるものは、原則として避けること。

(2) 土地の形質の変更

(変更後の土地の形状、修景、緑化等)

- (ア) 大規模な法面、擁壁ができるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。
- (イ) 拥壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。
- (ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。

(3) 土石の採取及び鉱物の掘採

(採取等の方法、採取等後の緑化等)

- (ア) 周辺からは目立ちにくいよう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の周辺の緑化等に努めること。
- (イ) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。

(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵

(集積、貯蔵の方法及び遮へい方法)

- (ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。
- (イ) 道路等から見えにくいよう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。

6 山地・高原地域の基準

(1) 建築物及び工作物の新築、増築、改築、移転又は外観の変更

ア 配置

- (ア) 道路側に既存林を残せるように 10 メートル以上後退するよう努めること。
- (イ) 隣接の敷地境界からできるだけ離し、ゆとりのある空間を確保すること。
- (ウ) 敷地内に大径木や良好な樹林、樹木や河川、水辺がある場合、これを生かせる配置とすること。
- (エ) 地形の高低差を生かして、周辺の自然景観に調和するような配置とすること。りょ

う線や斜面上部への配置はできるだけ避けること。

イ 規模

- (ア) 周辺の基調となる景観から著しく突出した印象を与えないような規模、建築物等と敷地との釣り合い、高さとすること。
- (イ) 高さは原則として周辺の樹木の高さ以内にとどめるよう努め、樹高以上になる場合には周辺の景観と調和するよう形態等に特に配慮すること。

ウ 形態・意匠

- (ア) 周辺の基調となる景観に調和した形態であるとともに、全体としてまとまりある形態とすること。
- (イ) 周辺の山並みと調和する形態とすること。
- (ウ) 屋根は原則としてこう配屋根で、適度な軒の出を有するものとし、こう配は周辺のスカイラインとの調和に努めること。
- (エ) 周辺に伝統的な様式を持つ建築物が多い場合には、その様式を継承し又は取り入れた意匠とするよう努めること。
- (オ) 大規模な平滑面が生じないよう、陰影等壁面の処理に配慮すること。
- (カ) 周辺の基調となる建築物等に比べて、規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減し、周辺との調和を図ること。
- (キ) 河川、鉄道及び道路に面する壁面等は、公共性の高い部分として、デザイン等に配慮すること。
- (ク) 屋上設備は外部から見えにくいよう、壁面、ルーバーの設置等の工夫をすること。
- (ケ) 非常階段、パイプ等付帯設備や付帯の広告物等は、繁雑な印象を与えないようにデザインに配慮し、建築物等本体との調和を図ること。

エ 材料

- (ア) 周辺の景観と調和し、耐久性に優れた材料を用いること。
- (イ) 反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合には、着色等の工夫をすること。
- (ウ) 地域の優れた景観を特徴づける素材を活用すること。

オ 色彩等

- (ア) けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。
- (イ) 使用する色数を少なくすること。
- (ウ) 照明を行う場合は、周辺の建築物等との調和に留意すること。

カ 敷地の緑化

- (ア) 敷地境界には樹木等を活用し、門、塀等による場合は、周辺の景観に調和するよう配慮すること。
- (イ) 周辺の建築物等に比べて相当大規模な建築物等にあっては、建物まわりの緑化により圧迫感、威圧感の軽減に努めること。
- (ウ) 駐車場、自転車置場、焼却炉等を設ける場合には、道路等から直接見えにくいよう

に周囲の緑化に努めること。

(エ) 使用する樹種は周辺の樹林等、周辺の景観と調和するものとすること。

(オ) 河川等がある場合は、樹木を活用して、水辺の景観に配慮すること。

キ 特定外観意匠に関する付加基準

(ア) 配置

- ・道路等からできるだけ後退させるよう努めること。

- ・河川等の水辺や山並みなどの眺望を阻害しないように努めること。

(イ) 規模、形態・意匠

- ・基調となる周辺の景観に調和する意匠・形態とし、必要最小限の規模とすること。

(ウ) 材料

- ・周辺の景観と調和し、耐久性に優れ、退色・はく離等の生じにくいものとすること。

- ・反射光のある素材を極力使用しないように努め、やむを得ず使用する場合は、着色等の工夫をすること。

(エ) 色彩等

- ・けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺の自然景観と調和した色調とすること。

- ・使用する色数を少なくするよう努めること。

- ・光源で動きのあるものは、原則として避けること。

(2) 土地の形質の変更

(変更後の土地の形状、修景、緑化等)

(ア) 大規模な法面、擁壁ができるだけ生じないようにし、やむを得ない場合は、緩やかなこう配とし、緑化に努めること。

(イ) 擁壁は材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により周辺の景観との調和を図ること。

(ウ) 敷地内にある良好な樹林、樹木、河川、水辺等は極力保全し、活用するよう努めること。

(3) 土石の採取及び鉱物の掘採

(採取等の方法、採取等後の緑化等)

(ア) 周辺からは目立ちにくいう、採取の位置、方法を工夫し、敷地の周辺の緑化等に努めること。

(イ) 採取後は、自然植生と調和した緑化等により修景すること。

(4) 屋外における物件の集積又は貯蔵

(集積、貯蔵の方法及び遮へい方法)

(ア) 物件を積み上げる場合には、高さをできるだけ低くするとともに、整然と、かつ威圧感のないように積み上げること。

(イ) 道路等から見えにくいう遮へいし、その際には植栽の実施、木塀の設置等周辺の景観に調和するよう努めること。

